

特殊健康診断個人票の確認事項

前回の履歴がないと、正確な問診ができません。受診される方へ事業所で保管している受診票を渡して下さい。

例)じん肺健診個人票

①②記入されていること
※鉛筆不可

様式第3号 (第13条、第20条、第22条関係)

氏名	性別	生年月日	事業所名	期	間	年	数
氏名	男女	年月日	事業所名	期	間	年	数
住所	市区町村	支庁	業種	業種	業種	業種	業種
前回の健診状況	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在

③記載する欄があること

p-1

③記載欄があること(未使用面があること)
1度の健診で1面を使用します。

p-2~p-3

レントゲン撮影(胸部)の結果

撮影日	異常の有無	医師の診断
撮影日	異常の有無	医師の診断
撮影日	異常の有無	医師の診断

③記載欄があること(未使用面があること)
1度の健診で1面を使用します。

例)亜鉛健康診断個人票

①②記入されていること
※鉛筆不可

様式第2号(第40条関係)

氏名	性別	生年月日	事業所名	期	間	年	数
氏名	男女	年月日	事業所名	期	間	年	数
住所	市区町村	支庁	業種	業種	業種	業種	業種
前回の健診状況	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在

表

③記載する欄があること

裏

業務等	期間	年数	業務等	期間	年数
業務等	期間	年数	業務等	期間	年数
業務等	期間	年数	業務等	期間	年数

検査項目	検査結果
検査項目	検査結果
検査項目	検査結果

備考

- 第一次健康診断及び第二次健康診断の「検査または検査の項目」の欄は、業務ごとに定められた項目についての検査又は検査をした結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 有機溶剤、鉛、電離、四アルキル鉛の経歴については、業務経歴の下段から記入すること。

備考 第十條第二項の規定によつて本人に関する検査及びレントゲン線による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

一般財団法人 社労業保険会
〒983-0031 仙台市宮城野区小鶴1丁目21-8
TEL. 022-251-7261

QMC-HJ-08